

## 「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に基づく施策の推進について

本市は、本年4月1日に施行した「人権尊重のまち米子市をつくる条例」(資料2)に基づき、人権侵害のない人権が尊重される社会の実現に向けた取組を、これまで以上に強力に推進するため、下記のとおり、「差別や人権侵害を生じさせない社会づくりのための施策」を充実、強化してまいります。

### ※条例改正の経過

令和4年度 本市が実施した市民意識調査の中で以下の課題が明らかになった

「人権問題を自分の事として捉えるための人権教育、人権啓発の推進の必要性」

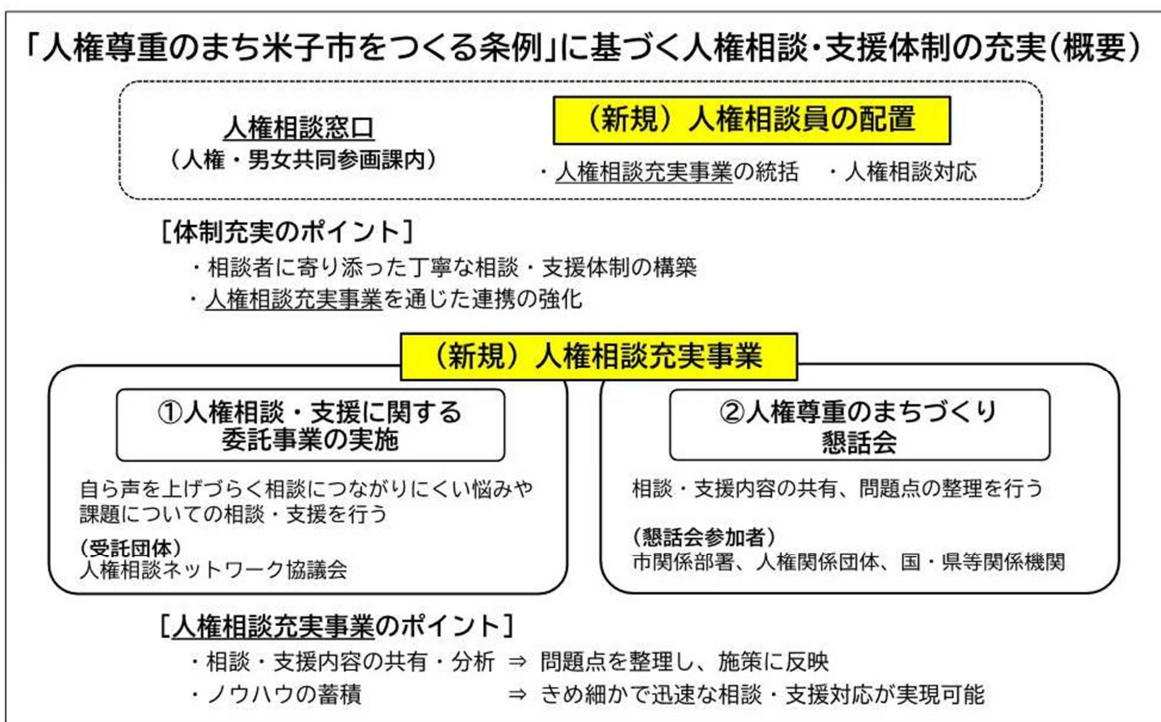
「相談者に寄り添った相談体制の充実、強化の重要性」など

令和6年度 人権施策基本方針・推進プラン 第3次改訂

令和7年12月定例会 「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」全部改正

記

## 1 人権相談・支援体制の充実



## 2 人権教育・啓発の推進

より多くの機会を捉え、「人権尊重のまち米子市をつくる条例」を周知するとともに本条例に基づく啓発を行うことにより、人権尊重の社会づくりのための理念の浸透を図る。

- ・ガイドブックによる条例の解説(資料3)(新規)
- ・わかりやすい概要版の作成、配布(新規)
- ・ポスターによる周知・啓発(資料4)(新規)
- ・広報よなご「ヒューマンライツ」(毎月掲載)での条例解説
- ・広報誌「心ゆたかに」での特集
- ・SNSでの発信の強化
- ・研修会、講演会等、様々な機会を通じた啓発

## 3 同和対策に係る固定資産税の減免の取扱いの見直し

本条例の施行を契機に、これまでの「差別が存在することを前提とした施策」から「差別や人権侵害を生じさせない社会づくりのための施策」へと、発展的な転換を図るための様々な取組について関係者と話し合った結果、新たなステップに向けて、対象地域を限定した固定資産税の減免の取扱いを廃止することとし、現在、その調整を進めている。